

平成27年度保育料徴収金基準額表(2・3号認定 保育短時間)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額(月額)		
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円	0円
第2	市町村民税 非課税世帯	6,300円	4,900円	4,900円
第3		14,700円	12,800円	12,800円
第4		23,600円	21,600円	21,600円
第5		36,400円	26,400円	26,400円
第6		44,200円	29,500円	26,800円
第7		53,100円	31,500円	27,500円
第8		60,900円	31,500円	28,300円

考え方

○国保育所徴収金基準額表に基づいて作成し、国庫基準を上回らない。

○国保育所徴収金基準額表中で基準額が保育単価を限度とする場合は、地域区分「10/100」・保育所長設置又は未設置の区分「設置」・定員区分「171人以上」(国分台ふたば・ひかり保育園該当)の基本分保育単価を使用する。